| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この内閣官房令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、この内閣官房令による改正後の別表福島県の項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

一　別表岩手県の項及び栃木県の項の改正規定　令和六年四月一日

二　別表福島県の項の改正規定　公布の日

# 府令

**○内閣府令第二十号**

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十七条の規定に基づき、並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び同令を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等）<br>**第四条**　リスク分析総括課に、情報・分析室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室、マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室、経済安全保障室、金融サービス利用者相談室、金融サービス仲介業室、貸金業室及びフィンテックモニタリング室並びにマクロプルーデンス調整官一人、企画官二人、資料情報調査官二人、システムリスク審査官一人、研修指導官一人、研修相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人、経済安全保障専門官五人及び金融行政相談官一人を置く。<br>［2～28　略］<br>（主任統括検査官等）<br>**第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十五人及び金融証券検査官三百二十人（うち百八十五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。<br>［2～8　略］<br>（主任統括検査官等）<br>**第九条**　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十六人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 | （情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等）<br>**第四条**　リスク分析総括課に、情報・分析室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室、マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室、経済安全保障室、金融サービス利用者相談室、金融サービス仲介業室、貸金業室及びフィンテックモニタリング室並びにマクロプルーデンス調整官一人、企画官二人、資料情報調査官二人、システムリスク審査官一人、研修指導官一人、研修相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人、経済安全保障専門官二人及び金融行政相談官一人を置く。<br>［2～28　同上］<br>（主任統括検査官等）<br>**第五条**　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官二十三人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百二十一人（うち百八十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。<br>［2～8　同上］<br>（主任統括検査官等）<br>**第九条**　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官二人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十七人（うち九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 |